

バリアフリーに関する アンケート調査 報告書

令和5年（2023年）7月
保健福祉部福祉局地域福祉課

バリアフリーに関するアンケート調査 結果報告

1 趣旨

道では、平成10年4月から「福祉のまちづくり条例」を施行し、高齢者、障がいのある方などが、地域で自立した生活を送ることができるよう、階段などへの手すりの設置やバリアフリートイレの設置などの建物のバリアフリーのほか、様々な心身の特性や考え方をもつすべての人々が、お互いに理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を推進している。

今後の施策の参考とするため、バリアフリーに関するアンケート調査を実施した。

2 調査対象

道民のみなさま

3 調査期間

令和5年（2023年）4月10日（月）～令和5年（2023年）6月9日（金）

4 調査項目

- (1) 回答者の属性
- (2) バリアフリーについて
- (3) 障がい者等用駐車スペースについて

5 調査方法

電子及び紙様式でのアンケート調査

6 回答者数

1,989人

7 調査の周知方法

(1) 文書による依頼

- ア 振興局
- イ 市町村
- ウ 福祉のまちづくり推進連絡協議会

※ 福祉のまちづくりに関する連絡調整・情報交換を行うため、行政や民間団体から構成される協議会（94団体）

(2) ホームページによる広報

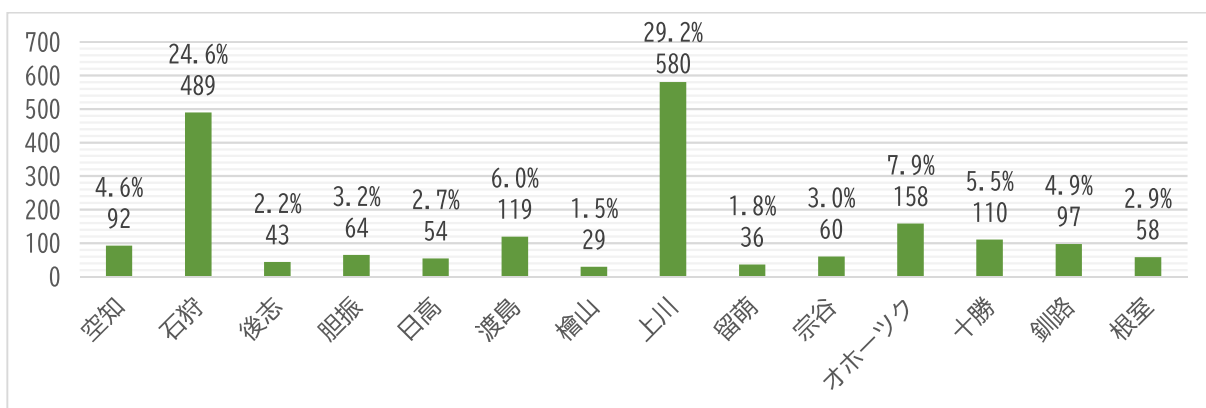
保健福祉部福祉局地域福祉課のページへの掲載

(3) その他

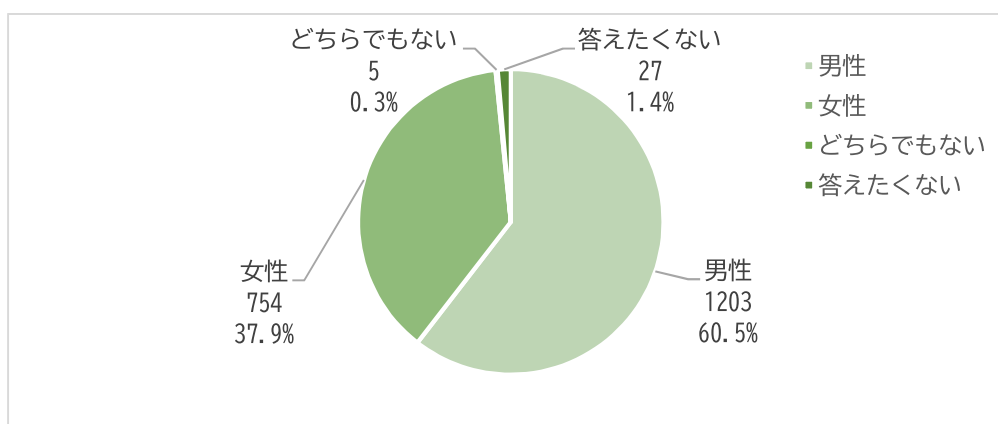
- ア 北海道庁広報ツイッター（3回投稿）
- イ メールマガジン「Do・Ryoku」

8 回答者の属性（居住地、性別、年齢、職業）

(1) 居住地

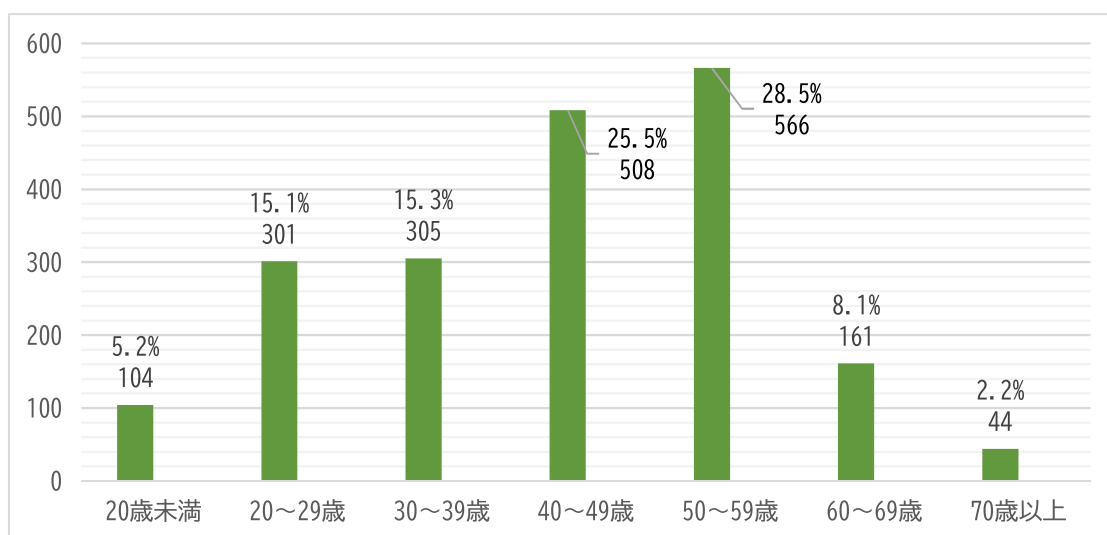


(2) 性別

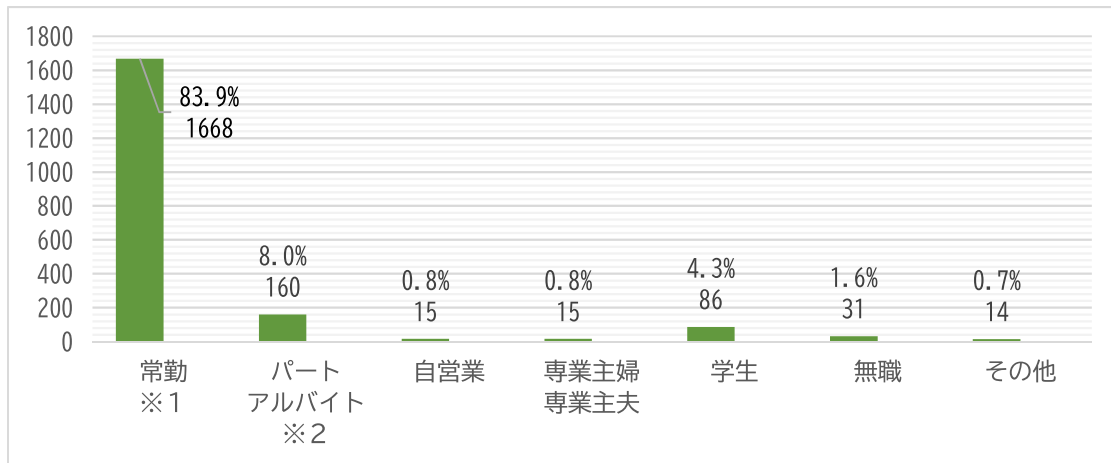


※今回の調査では、回答の選択肢として「どちらでもない」と「答えたくない」を新たに設けた。

(3) 年齢



(4) 職業



※1 会社員、公務員、団体職員等

※2 フルタイム含む

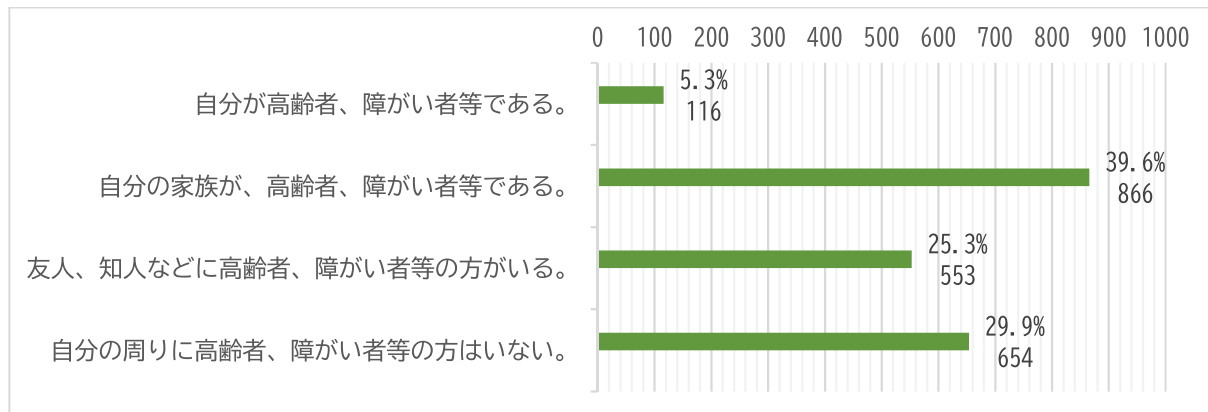
(その他の回答)

NPO法人事業所職員、フリー、NPO法人役員、障がい者、建築設備設計業
B型作業所に週3回通っている、就労支援事業所利用者、デザイナー、契約社員
障がい者施設職員、ピアノ講師、農業

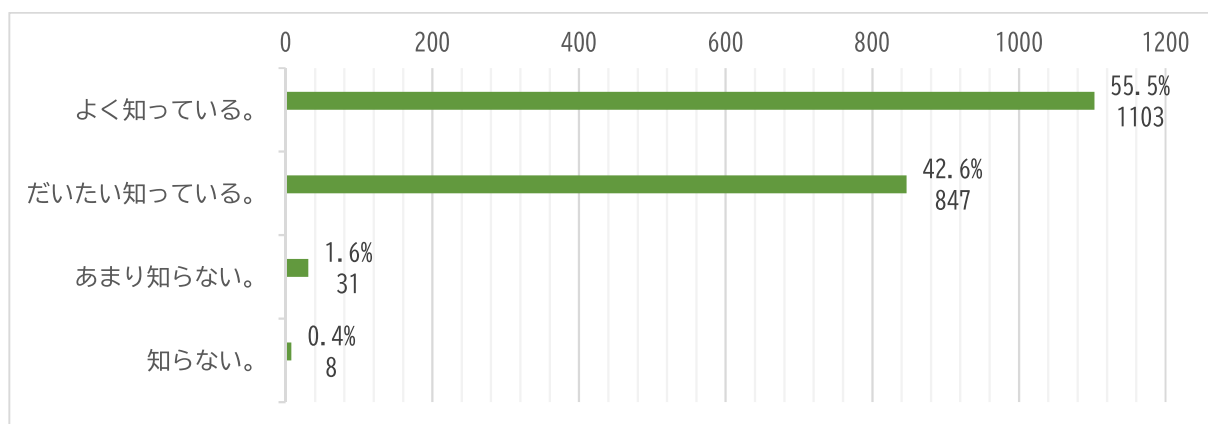
9 調査結果

〈バリアフリーについて〉

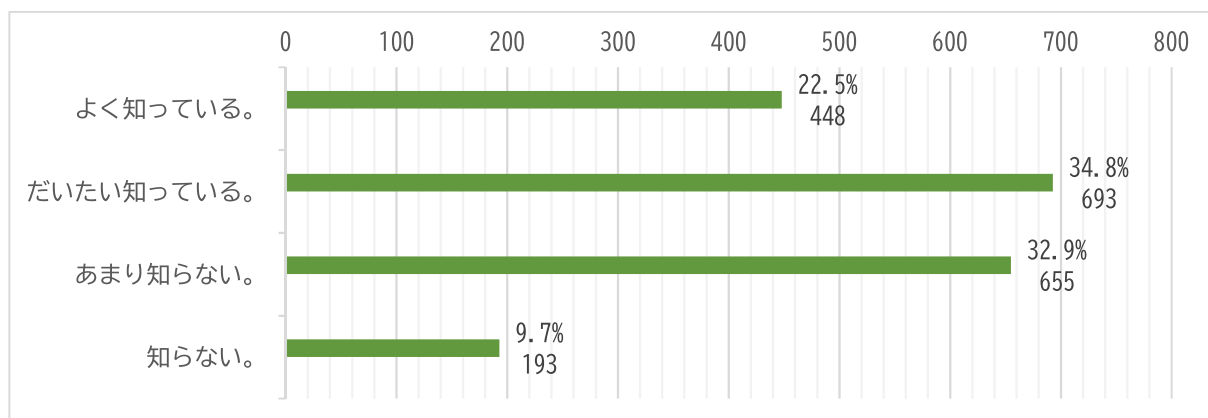
(1) あなたの周りに高齢者、障がいのある方、妊産婦、ベビーカーを使用している方、けがなどで一時的に手足が不自由な方など、行動制限を受ける方（以下「高齢者、障がい者等」といいます。）は、いらっしゃいますか。（複数回答可）



(2) 「バリアフリー」という言葉を知っていますか。



(3) 「心のバリアフリー」という言葉を知っていますか。



※「心のバリアフリー」とは

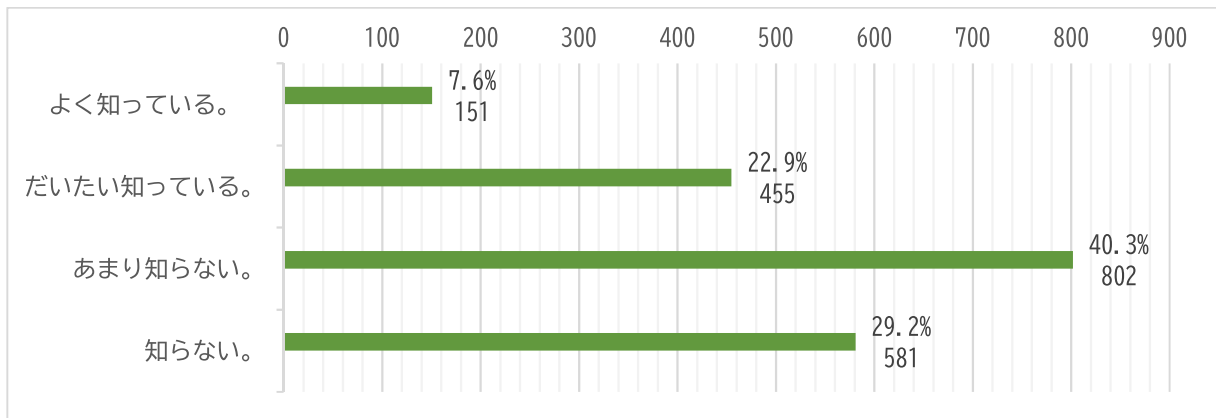
障がいのある方、高齢者などのほか、健常者を含む様々な心身の特性や考え方をもつすべての人々が、お互いに理解を深め、コミュニケーションとり、支え合うこと。

(例) 視覚障がいのある方に、信号が変わったときに声をかける。

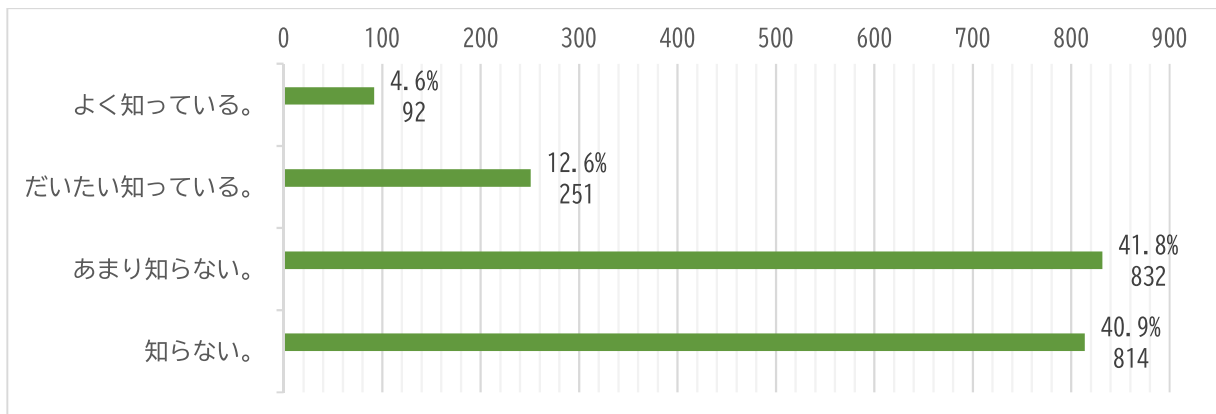
車いすマークのある駐車スペースに、必要のない場合は駐車しない。

視覚障がい者用点字ブロックの上に自転車を放置しない。 など

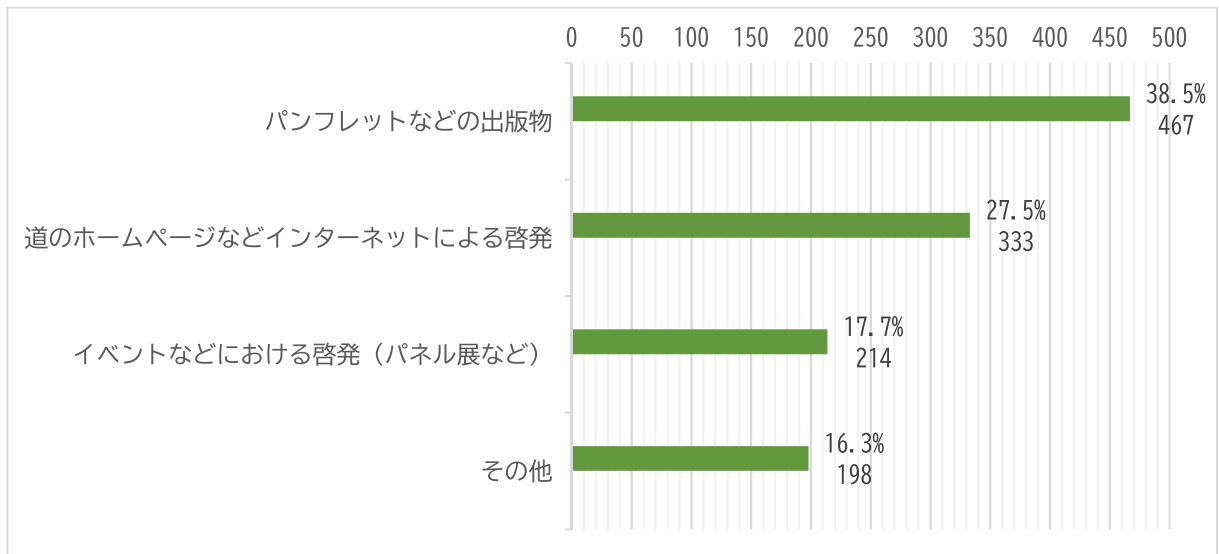
(4) 道では、階段などの手すりの設置、バリアフリートイレの設置など、建物（店舗、宿泊施設、病院など、多数の方が利用する建物。以下同じ。）のバリアフリーや「心のバリアフリー」を進めるため、平成10年4月から「福祉のまちづくり条例」を施行しています。あなたは「福祉のまちづくり条例」を知っていますか。



(5) 道では、福祉のまちづくり条例に基づき、優良事例の表彰や、建物を建築する際に専門的な助言を行うためのアドバイザー派遣などを実施していますが、こうした取組を知っていますか。



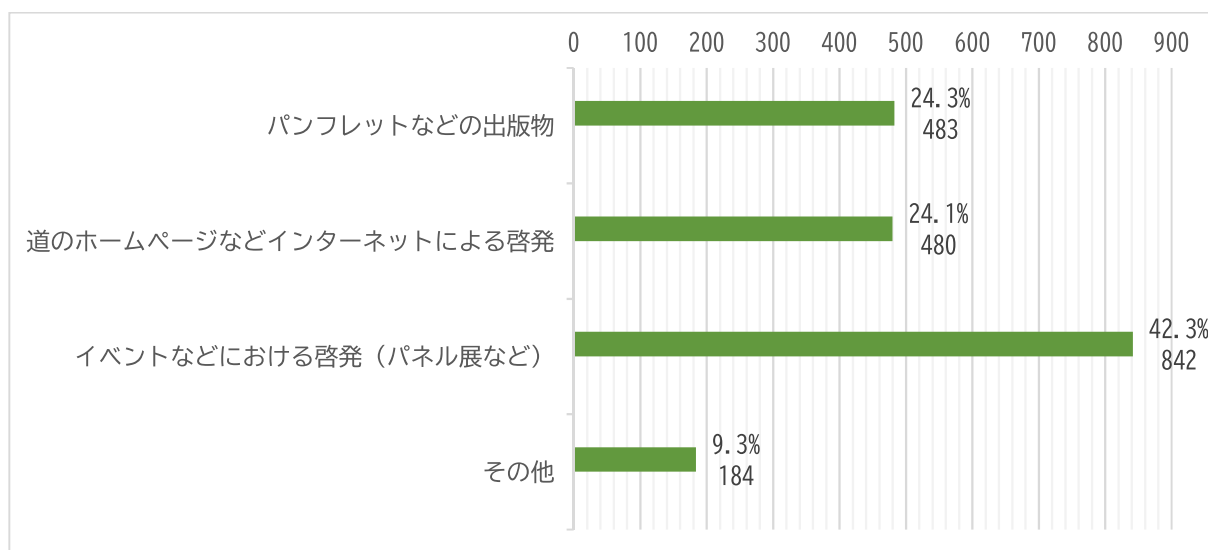
(6) (3)、(4)、(5)で「よく知っている。」「だいたい知っている。」を選んだ方にうかがいます。どのような方法で知りましたか。(1つ)



(「その他」の回答)

- ・職場で学ぶ機会や知る機会があった
- ・テレビ、ラジオ、インターネット、新聞、書籍等のメディア
- ・学校で学習した (大学、高校、中学校)
- ・子どもの授業で取り上げられ、ともに学習した
- ・自身が障がい当事者であるため
- ・友人、知人、家族等に障がい当事者がいるため
- ・障がい者団体と関わりがあるため
- ・知人から聞いた
- ・自発的に学んだ

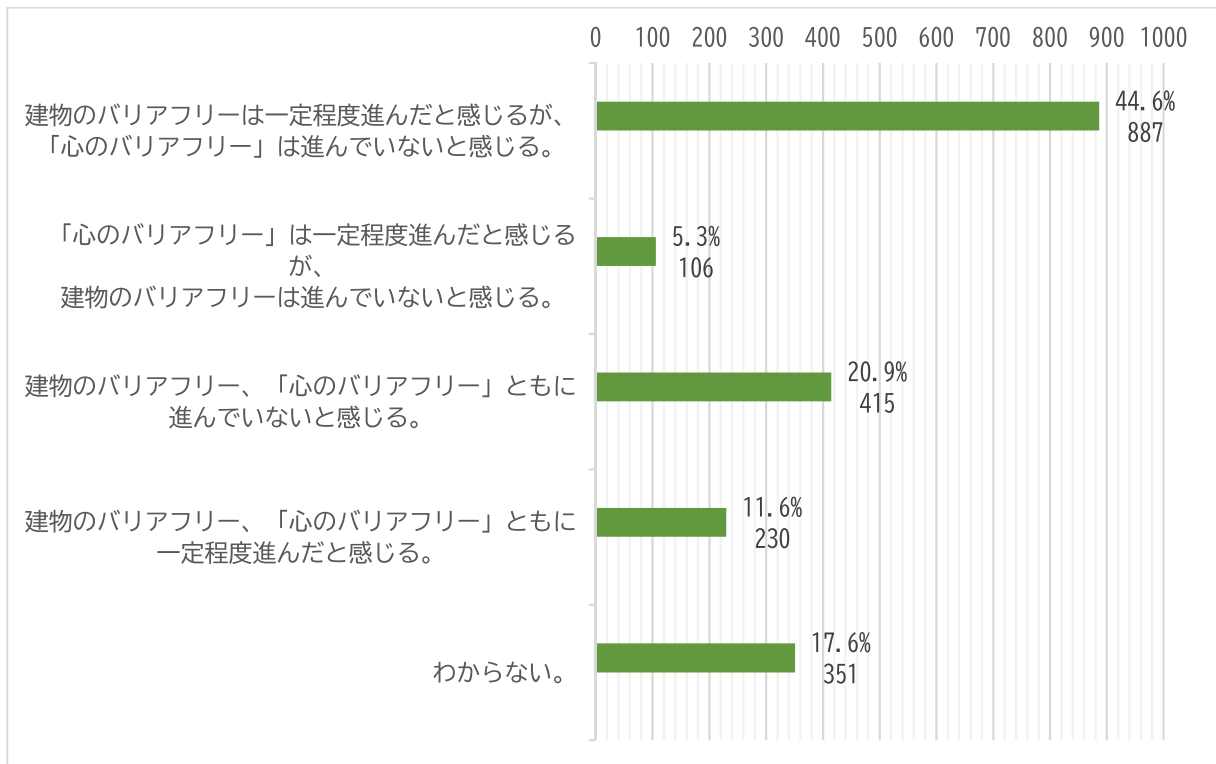
(7) 福祉のまちづくり条例やその取組などを普及啓発する上で、今後どのような普及啓発の取組が有効だと思いますか。(1つ)



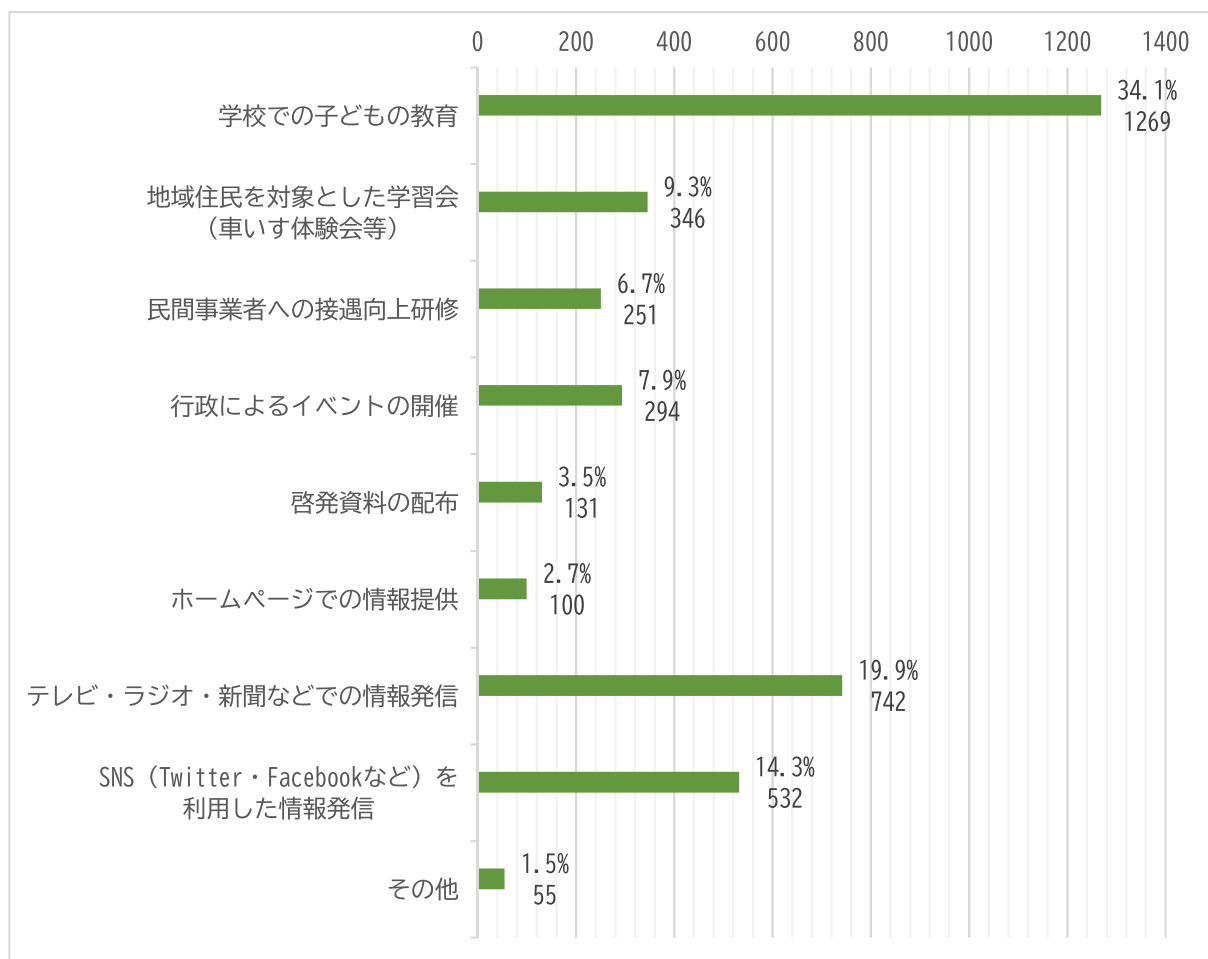
(「その他」の回答)

- ・自然と目にする、耳に入るような工夫
- ・テレビ、ラジオ、新聞等、マスメディアを活用した広報
- ・モデルとなる自治体やケーススタディを、テレビ番組やテレビCM等で宣伝する
- ・インターネットでの動画配信、動画配信前のCM、SNSでの発信
- ・ポスター掲示、デジタルサイネージの活用
- ・公共交通機関、店舗、宿泊施設、病院等、多数の方が利用する施設での広告
- ・人通りが多い場所での常設展示
- ・継続的に関係企業、関係団体へチラシを送付する
- ・子育て世帯の「親」に対する啓発
- ・子どもを対象とした教育活動
- ・幼少期の子どもたちが、障がいの有無を問わず一緒に遊べる機会を作る
- ・障がいの有無に関わらず、人々が「好きなこと」を共有できるような場を作る
- ・教育現場や企業研修の場を活用する
- ・イベント等での難聴、高齢者、車いす等の体験会の実施
- ・道内出身著名人の活用や、パラスポーツのチームやアスリートとの連携
- ・障がい当事者による講演、一般就労、政治参加の促進
- ・北海道知事による積極的な広報
- ・バリアフリーとなっている場所で、そのことを知らせる掲示や塗装
- ・物理的な施設整備を促進する、施設整備に必要な予算措置
- ・高齢者や障がい当事者からリーダーを育て、政策を推進する
- ・市町村が積極的に啓発活動を行う
- ・行政の広報誌に掲載する、役所での手続き後にチラシを配付する
- ・地域のまちづくり委員会の活性化

(8) 道では、平成10年に福祉のまちづくり条例を施行してから、建物のバリアフリーとともに、「心のバリアフリー」を進めてきましたが、それぞれ、どの程度進んだと感じますか。



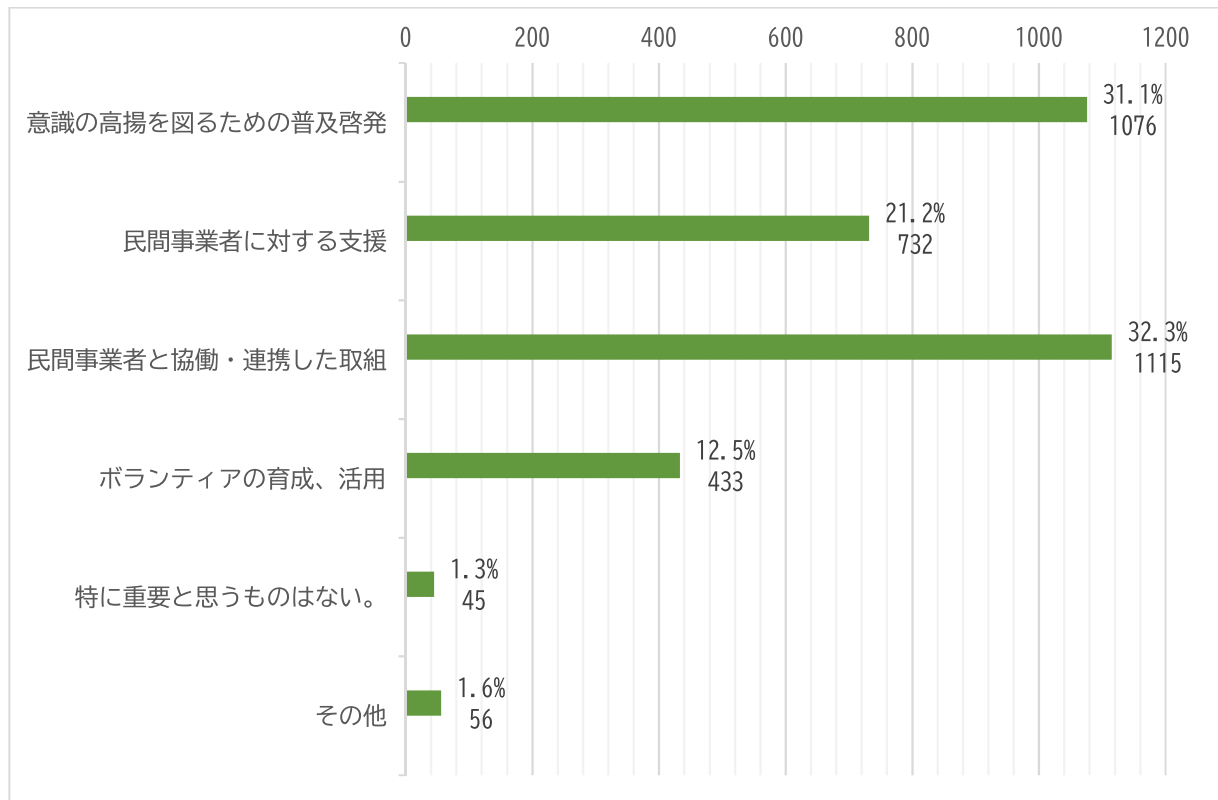
(9)「心のバリアフリー」を進めていくうえで、何が重要だと思いますか。(2つまで回答可)



(「その他」の回答)

- ・知る機会を増やす
- ・映画やドラマで取り上げる、テレビCM、インターネット広告
- ・身体や精神に障害がある方だけの話ではないと理解すること
- ・できることから取り組みばよい、という姿勢
- ・当事者意識を持つこと
- ・当事者の声を聞く
- ・家庭での教育力向上
- ・教育現場に対する支援、教員のボランティア活動 (社会貢献活動) に対する支援
- ・青少年に「心のバリアフリー」の活動について発信させる
- ・行政職員の自主的な行動を表彰する
- ・まちづくり委員会等の活性化、地域での交流促進
- ・バリアフリーをバリアフリーと思わないくらい、福祉的配慮が当たり前の社会の実現
- ・寛容な心を持てる社会の実現、経済的余裕
- ・障がい者自身が健常者と歩み寄る姿勢
- ・法の罰則強化

(10) あなたは、福祉のまちづくり条例に基づき、様々なバリアフリーを進めていくうえで、行政（北海道）が果たすべき役割として、何が重要だと思いますか。（2つまで回答可）

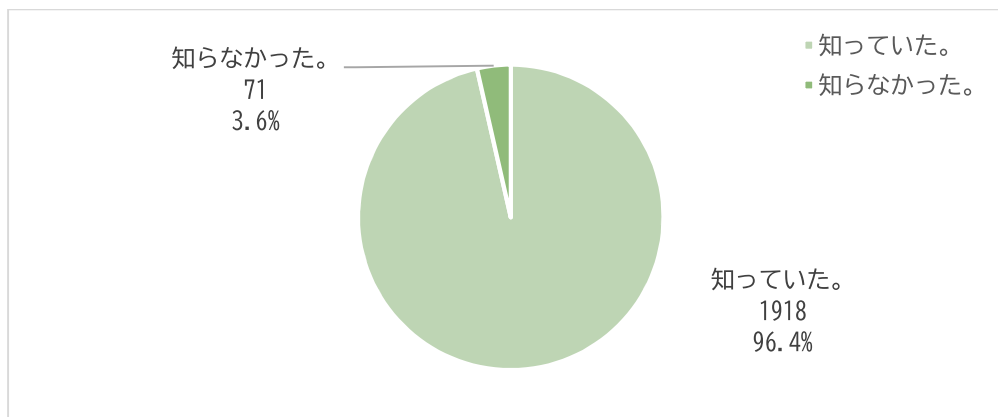


（「その他」の回答）

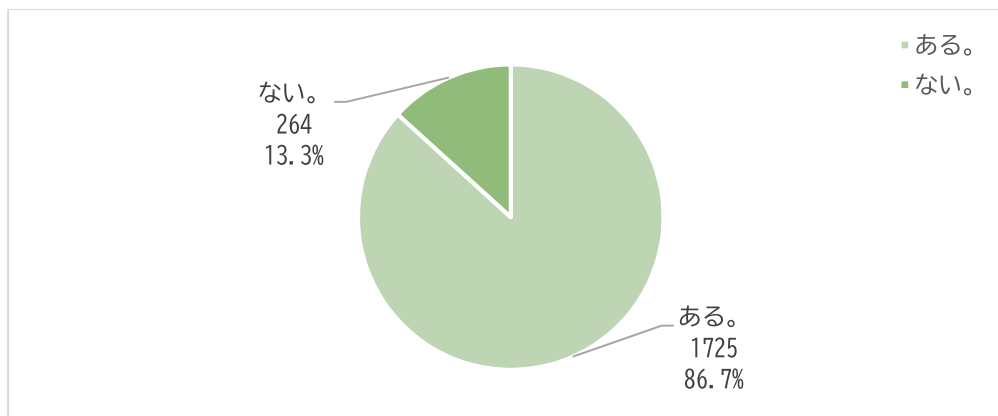
- ・当事者の意見を取り上げる機会を増やす
- ・率先して障がい者雇用を促進する
- ・ボランティアに頼らない、仕事として取り組む人材・専属職員の育成
- ・職員自身のバリアフリー意識の向上、職員が他地域の生活圏のバリアフリー状況を知ること
- ・バリアフリーに関して注目される話題が生じた際に、公式アカウントで正しい理解を促す情報発信を行う
- ・声をかけたことに起因するトラブルの前例や対応、結果なども併せた普及啓発を行い、「善意の行動の結果は咎められるものではない」と周知する
- ・子どもを対象とした体験会等、保護者（働き世代）にも広がるような取り組み
- ・幼少期からバリアフリーの感覚を身につけられるよう、教育機関に対する情報提供、資金的援助、人材派遣等の支援
- ・施設設備の整備に伴う費用の助成、バリアフリーに取り組むための助成
- ・公共的施設のバリアフリー化の徹底
- ・屋外のバリアフリー環境の改善
- ・複雑な行政サービスの整理

〈車いすマークのある駐車スペースについて〉

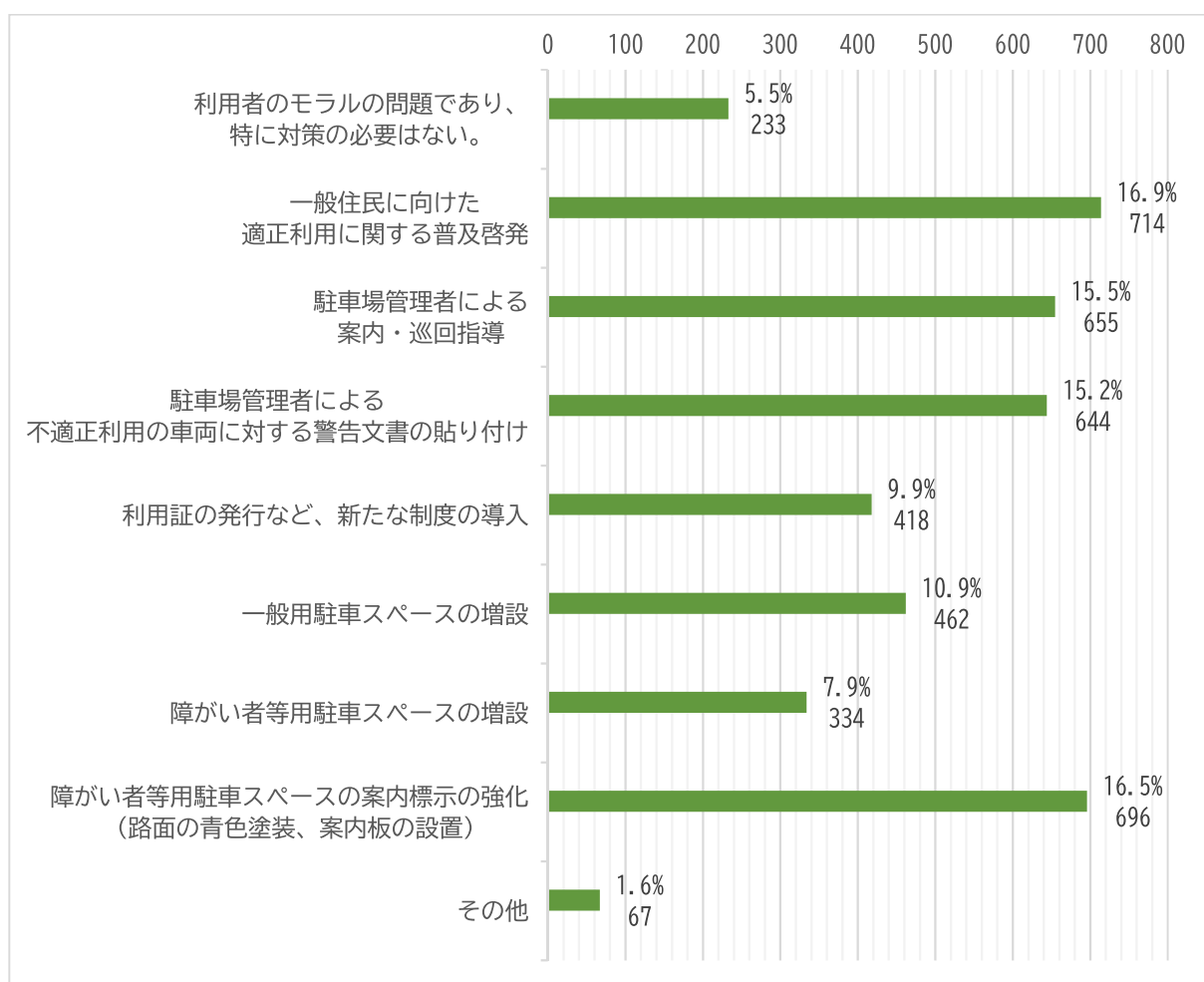
(11) 障がい者等用駐車スペースは、車いすを使用している方や身体の不自由な方のため、駐車スペースの幅が広いこと、建物の出入口の近くにあることを知っていますか。



(12) 障がい者等用駐車スペースに、障がいのない方など、必要のない方が駐車している不適切な利用と思われる事例を見たことがありますか。



(13) 障がい者等用駐車スペースの不適正利用を防ぐために、次のうち、どのような方法が有効だと思いますか。(3つまで)



(「その他」の回答)

- ・経年劣化などで薄くなっている障がい者等用駐車スペースの再塗装
- ・施設入り口に近い場所を避けて障がい者等用駐車スペースを整備することで、不適正利用をする方が停めようと思いつらい環境にする
- ・すべての駐車スペースを障がい者対応にする
- ・対象者のみが利用できるような駐車設備の整備と、整備のための補助金制度
- ・障がい者等用駐車スペースの予約制度
- ・法令による取締り根拠を設ける
- ・刑罰、罰金の整備
- ・カメラによる録画記録等を活用し、悪質利用者を把握して警告を発出する
- ・車いすマークを自由に買うことができないようにする
- ・子どもへの教育、家庭での教育力向上
- ・「共感力」や「共生社会への理解」を育んでいく
- ・田舎で特にトラブルもなく、積極的な取組みは不要